

令和4年7月13日

第7回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 7 号

令和4年 第7回 定例会

日時：令和4年7月13日（水）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代
	委 員	福 田 雅
「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教育総務課長事務取扱	新 名 幸 男
	教 育 推 進 部 参 事	
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	宮 原 直 務
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	木 口 正 和
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之
「書記」	庶 務 係 主 事	迫 中 優

令和4年

第7回教育委員会定例会

令和4年7月13日（水）午後2時

場 所 第二委員会室

議事録署名人 清水俊明委員

第1 議事録の承認

議事録第5号（令和4年第5回定例会）

議事録第6号（令和4年第6回定例会）

第2 議案の審議

第33号議案 「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」の後援名義の使用について

第34号議案 「親子で考えるワークショップ「子どもたちの未来」」の後援名義の使用について

第35号議案 「1日無料 体操体験教室」の後援名義の使用について

第36号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

第3 報告事項

(1) 令和4年6月定例議会の審議概要について (資料第1号)

(2) 文京区立小学校教室等増設計画について (資料第2号)

(3) 令和3年度学校評価の報告について (資料第3号)

第4 その他の事項

「開 会」(0:02:58~)

(14:01)

○加藤教育長 時間になりましたので、第7回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員の方は全員出席いただいております。小川委員はWebでの出席をお願いしております。理事者も全員出席しております。

本日の議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。教育推進部長、お願いいたします。

○教育推進部長 本日ご出席いただいております福田雅委員におかれましては、6月21日に開催されました区議会本会議におきまして、全会一致で教育委員任命の同意を得、成澤区長から教育委員に任命されたことをご報告申し上げます。

任期は令和4年6月23日から令和8月6月22日まででございます。

以上でございます。

○加藤教育長 それでは、福田委員、一言就任のご挨拶いただけますでしょうか。

○福田委員 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました福田でございます。現在は公認会計士、日本サッカー協会の監事を務めさせていただいております。このたび若輩者ではございますが、就任させていただくことになりました。

私自身まだ人生の勉強中でございますし、もっと言うと、人間生きている限りはずっと勉強だなと思っておりますので、私のここまでのわずかながらの経験を生かして今後の未来ある子どもたちの教育の何らかの一助になれば幸いだと思っております。よろしくをお願いいたします。

○加藤教育長 どうぞこれからよろしくをお願いいたします。

続きまして、議席の指定に入らせていただきます。

文京区教育委員会会議規則第6条に「委員の議席は、教育長がこれを定め氏名標を付する。」と規定されております。この規定により、現在、福田委員がお座りいただいている席を委員の議席として定めさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

次に、幹部職員の異動が6月にありましたので、教育推進部長から転入職員を紹介していただけますでしょうか。

○教育推進部長 6月25日付で教育推進部参事教育総務課長事務取扱として新名幸男参事が転入いたしました。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 教育総務課長の新名と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤教育長 本日の議事録署名人は清水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第5号(令和4年第6回定例会)

議事録第6号(令和4年第6回定例会)

○加藤教育長 それでは、日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第5号及び6号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお修正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

第2 議案の審議

第33号議案 「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」の後援名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、議案の審議に入らせていただきます。本日は4件です。

まず、第33号議案「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」の後援名義の使用について。この件について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第33号議案、「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般財団法人民族衣装文化普及協会。

代表者は、水島恭愛でございます。

事業名は、「文化庁 令和4年度地域文化倶楽部 創設支援事業【親子きもの地域文化倶楽部】」。

実施期間は、令和4年10月1日から令和5年2月26日までの間で5日間の開催を予定しております。

実施場所は、ホテル椿山荘・東京でございます。

本事業は、着物の歴史や着つけ技術を学び、さらに神社が古来より果たしてきた役割などを学ぶ

ことで、地域におけるネットワークの構築及び地域との共生を図り、文京区の文化を学び、区への意識向上を目的とするものでございます。

対象は、区内の小学4年生から6年生の児童と保護者です。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、事業計画書、予算書、役員名簿、定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 着物の文化ということは理解できるんですが、どうしてそこに神社が入ってくるのかということの理解がちょっとできません。宗教関係のものについて教育委員会が後援するということはいかなるものかという点がありますので、その辺ご説明いただきたいと思います。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 ただいまの件で、事業計画書の4ページのところに具体的な講義の中身が書いてございます。全6回のうち、5回目の午前中で、「神社が果たしてきた役割」という形の講義がでございます。この内容は、そもそも神社は古来から地域コミュニティを形成したきっかけになっている場所ということで、そのことについて伝えていきたいという話です。

このところは、私どもも気になりまして、そもそも政教分離の原則がございますので、神道の普及とか援助の目的になるような宗教活動とは一切関係ないということは事前に確認済みでございます。

○加藤教育長 歴史的な側面、その部分に焦点を当てて講義を行うということですね。

○坪井委員 やはり私としてはそれは納得できないところがあります。神社、寺院、それ以外の宗教のいろいろな施設があると思います。そうした施設について、地域における歴史を学ぶときには全て教育委員会はそれについて後援するのでしょうか。それはやはり難しいことではないかと思えます。

神社について、特に地域の中に定着をしているという発想が前提としてあるのかもしれませんが。しかし、それは必ずしも歴史上の事実として認められるということではないと思っていますし、例えば、地鎮祭の問題とか、社会の中ではそうしたこともこれまで争われてきていることですので、習俗と言っているのかどうかということからして問題はあっていると思っています。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今回の部分ですが、過去に最高裁の判例が出ておりまして、その部分で宗教、神道の普及に直接結びつく、普及活動になるようなものについては、最高裁の

判例も否定をしているんですけれども、地鎮祭みたいなものとか節分の豆まきのような基本的に宗教色が無いものについては、最高裁の判例でも認められているということで、今回については、全く宗教色が無いということは、我々も気になるところで確認はしてございます。あくまでも神社というのは、本来お参りするところですが、古来から子どもの遊び場だったり、地域コミュニティを形成する場所だった、そういうことを伝えたいということが一番の今回の趣旨ということで確認はしております。

あと、他自治体の例でいくと、今回これと全く同じ内容について、昨年度豊島区の教育委員会で後援を受けております。

今回の資料の中に参考でおつけしておりますが、同じタイミングで、3ページの資料で、今回、文京区以外にも名古屋市におきましても、同様のものを行っております。名古屋市の教育委員会で後援名義をしているという状況でございます。

○加藤教育長 私からも。宗教の話以外でも政治的な話で、今回参議院選挙がありました。その中で、ある学校で、投票の仕方について説明するようなポスターを生徒が掲示したところ、それについては法律の絡みがあるので、掲示しないようにという話があったそうです。政治的なところに対して、文京区の学校じゃないですが、学校側が敏感になっていて、それを外すように。結果としてはその後、貼ることになりましたが、単純に選挙に絡むことだから一切そういうことをやらないということで、今まで学校は萎縮していたことに対して、文科省のほうでも、それは問題があると。例えば、実際の政党のPRとかであれば別だけれども、かたや主権者教育をやっている中で、選挙にかかわるから一切だめだ、そういう思考が停止しているようなことはないよという話もありました。

政教分離の話も、坪井委員の言うとおりの政教分離についてはしっかり考えなければいけないと思いますが、どこからが政教分離なのか、その目的は何なのかというところまで考えた上で、これは政教分離に明らかにひっかかるということであればお認めできませんが、その趣旨が、先ほど言ったような説明であれば、それは政教分離の問題と密接にかかわるものじゃないのかなと私個人としては思います。

○坪井委員 選挙の場合と政教分離とは比べられないと思っています。選挙は日本国憲法に基づいて民主主義を支えていく根幹のものであり、その選挙の構造とか仕組み、方法、そうしたことを教育現場で教えることは私は必要だと思っています。それについて、逆に教育現場が萎縮しているほうがおかしいと思っています。それについて全く異論はありません。

ただ、政教分離のことというのは、そうではなくて、特定の宗教について学ぶということを教育現場でやることについての問題です。日本は、例えば第二次世界大戦の中で、神国としてどうしてあれだけのことになってしまったか。一番最初は、やはり教育現場の問題がすごく大きかったと思います。神社に対して参拝をするということが当たり前のこととして行われていく中で、子どもたちも区民も、市民も、神社参拝ということがだんだん強制されていく中で、反対できなくなっていくといった歴史があるわけです。

神社に対しての知識を持つとか、それは批判的な意味で持つならいいですよ。そういったことではなくて、習俗であるから、地域であるからという形で学ぶということについては、私、とても危険を感じるんです。

例えば、神社本庁とか、いろいろ問題が起きているんですが、そういったことについてまで、ちゃんと批判的にここでやるわけではないので、それを教育委員会が後援することに関しては、私は宗教に対してのすごく危機感を感じてしまうんです。

これから先いろんな宗教団体がこういうことをしてきた場合に、神社に対してやったんだから、何で寺院に対してできないんだ、あるいは新興宗教であるけれども、これに対してなぜできないんだと言ったときに、どういうふうに申し開きをするのでしょうか。政教分離について、これは大丈夫だけど、これは大丈夫じゃないという理屈をどこで私たちは立てるのか。そここのところは非常に疑問です。

○加藤教育長 私が選挙の例を挙げたのは、選挙だからどうかではなくて、どこに本質があるかということを考えないといけないということで、一つ選挙の例を挙げさせていただきました。

先ほど坪井委員のほうで、ほかの宗教団体の場合はどうなのかという話がありました。それはこの団体だからいいとか、この団体は悪いとかいうことではなくて、先ほど言った選挙と同じように、そこで何を学ぶかという部分が大事なのかなと思っています。

この団体はだめだということではなくて、そこでその団体のことを、布教じゃないですが、広めるとか、そういう話はだめですけども、そこで何を学ばせるかによって違うのかなということを考えてところです。

これはほかの委員からもご意見をいただいたほうがいいかなと思うので、いかがでしょうか。

○清水委員 まず、坪井委員のご懸念は非常によくわかります。事務局からのご説明に関しましても、私自身、十分理解できました。

ただ、役員名簿がございますが、こういう役員の方の中に、何らかの宗教とのかかわりがある方

がないかどうかということ。さらには昨年豊島区でやったということですので、そのときの神社に関するお話がどういうものであったかということは確認する必要があるのではないのかなと思います。

そういった宗教的なところは問題であるということをお話した上で、これをお認めすることになるのかなと思いますので、今回ここで決定することはできないかなと思いますが、いかがでしょうか。次回でも大丈夫であれば、その辺のところを確認してということかだと思います。

○加藤教育長 役員の方がどういった宗教とのかかわりがあるのかということと、豊島区の例というのは教育総務課長のほうで事前に確認していますでしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 具体的な役員の方が直接宗教に絡んでいるかどうかというところまでの情報は取り寄せていないんですけども、私ども先ほどから繰り返して答弁させていただいていますとおり、宗教色があると後援名義はできないので、その内容じゃないということは必ず確認はした上で今回出させていただいております。

豊島区で具体的にやってきた中身は、先ほど申し上げたとおり、神社が果たしてきた役割と、古来から地域コミュニティの中心になっているのが神社であって、その場で子ども同士のコミュニケーションが発達したり、大人もつながりができたり、そういったところを子どもたちにも知ってほしい。最近のお子さんは、携帯とかゲームで遊んで外で遊ぶことがないので、神社は昔そういう役割をしていた、そういったことも含めて、講義の中で話をしたという形では聞いてございます。

○清水委員 そのときの資料とかもしつかり確認できればというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 豊島区のほうでこのような形で教育委員会を開いて議論をしているのか、それとも教育長の起案の中で決定しているかというところまで確認ができてないので、具体的にそういう議論があったかというところまでは確認ができていません。

今、確認できました。豊島区では、やっぱり庁内の意思決定という形でやっているの、具体的な議論にはなってないそうです。教育委員会の意思決定の中では宗教色云々というところは特に問題にならなかったと聞いています。

○清水委員 議論ではなくて、後援の中でどういう資料が使われたか、どういうお話だったかということを確認したかったのですが。

○加藤教育長 今、清水委員の言われていることはよくわかりますので、後でまとめて話したいと思います。ほかに委員もいますので、ほか、いかがでしょうか。

○**福田委員** 私も、坪井委員のご懸念は、大変理解できまして、パッと見た感じ、とんちんかんなことを言っていたら申しわけございません、着物と神社の連携のスタート地点がそもそもわからなかったのです。確かにここで説明するものが、神社が過去、いい意味でも悪い意味でも担ってきた役割をそのままフラットに説明するというか、子どもたちに向けて話をするというのは、それはそれでありなのかなと思いつつも、何で着物と神社が連携してこういう企画になったのかがそもそもわからなくて、ちょっとお伺いしたいなと思っていましたところですよ。

○**小川委員** 私も、清水委員がおっしゃっていたように、後援の中で既に実績がありますので、着物の着つけの体験だけじゃなくて、講義の具体的な内容、議事録とか講演資料とかいったものがあるんじゃないかと推察いたしますので、そういう内容も確認した上で最終的な判断をしたらいいんじゃないかなと思います。

○**加藤教育長** 今の論点をまとめさせていただくと、清水委員のほうから、役員の方がどういう方なのか。あと、豊島区の具体的なものについて、決定の経過ではなくて、どういう講演があったかというところを具体的に知りたいということと、そもそも着物と神社がどう関係するのかという話がありました。

今回、こういう状況でこれをお認めすることはちょっとできませんので、役員の方と豊島区の後援の内容は確認できると思いますので、それをしてください。

それと、今回は着物がメインだと思いますので、極端な話をすると、そういう疑義があるのであれば、神社の講演の部分は外して着物だけでこの事業はできないのか、それを外してしまうと、この事業は成り立たないことなのか、その点も確認していただきたいと思います。

そういったことでよろしいでしょうか。

○**坪井委員** 今のまとめにさせていただいてよろしいんですが、4ページの事業内容というところの第2段落をご覧いただきたいと思います。「日本全国の地域に存在する神社は8万8000社と言はれ、古来より、地域コミュニティの中心であり、いわば情報発信の場であった。身近に足を運ぶはずの場が年に数回の祭礼程度しか足を運ばない現状の中、親子間および両隣に住む住人との人間関係の希薄さも深まり」と書いてあります。このような認識を持たれて、まるで神社に参拝しないことが今のコミュニティの薄さの原因であるというようなことを目的に掲げている以上、私としては、神社ということを打ち出しての宗教色が非常にあると思っておりますし、地域コミュニティの形成、親子関係の問題に神社を持ち出していることになると思っておりますので、そうしたところも含めて今の点をご検討いただきたいと思います。

○加藤教育長 わかりました。先ほどのまとめの最後に言ったように、着物だけで、事業としてはいい事業だと思いますので、神社の部分を外して、後援ということはできないかというところも再度確認をお願いします。よろしいでしょうか。

第34号議案 「親子で考えるワークショップ「子どもたちの未来」の後援名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、第34号議案「親子で考えるワークショップ「子どもたちの未来」の後援名義の使用について」。この点について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第34号議案、「親子で考えるワークショップ「子どもたちの未来」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、一般財団法人言語交流研究所ヒッポファミリークラブ。

代表者は、鈴木堅史でございます。

事業名は、親子で考えるワークショップ「子どもたちの未来」です。

実施期間は、令和4年7月20日及び令和4年8月29日の2日間の開催を予定しております。

開催方法は、Zoomによるオンライン開催でございます。

本事業は、誰でも多言語人間になれること、どのような国のどのような言葉を話す人とでもコミュニケーションができ、自己肯定感と表現力を持つ選択肢としての高校留学及び青少年の国際交流について、その価値をともに考える場を提供することを目的とするものでございます。

対象者は、区内在住の小学生、中学生のお子様とその保護者でございます。

参加費は、無料です。

このほか資料といたしまして、事業計画書、予算書、役員名簿、定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 国際交流や留学の価値というものを一般的に論じるということが目的なんでしょうか。例えば、高校生の留学等のあっせんをするというような業者が入っているということはないんですか。ただ一般的な価値、留学をしましょうという話なんでしょうか。その辺お願いします。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今回のこちらの目的というのは、留学ですとか、ホームステイについての説明がメイン、あと、一般区民による体験談がメインということでございます。

また、一般的な留学といたしますと、高校生とか大学生といったところがターゲットになるんですけども、こちらについては、より年齢の低いところもターゲットにしているということでございます。

もともとこちらの法人自体が、多言語の自然習得を目的とした全国展開している会員制のクラブということで、特に留学等を直接あっせんしているところではないと聞いております。

○坪井委員 子どもたちや親たちにそういうことを知らせることによって、どういうことを目的としているのでしょうか。例えば、小学生や中学生でも国際交流のために留学をしましょうとかホームステイできますよということを広めようということなんですか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 ヒップファミリークラブというのは、単なる外国語の習得じゃなくて、独特な、多言語を同時に学ぶほうが効果的だという思想を広めていきたいというのがもともとこのクラブの発想ということで、一般的な留学とかホームステイだけのご紹介ではなくて、多言語の自然習得というところを広く知ってほしいというのが目的と聞いてございます。

○加藤教育長 定款の3条に目的が書いてありまして、今、参事が説明したような内容となっております。

○坪井委員 オンラインで行うについては、20人というのは随分少ないなと思ったんですが、これはどういう設定でしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 人数設定のところは、細かくは確認してございませんけれども、ある程度のやりとりがあるというところで人数を絞っているのかなと考えてございます。

○坪井委員 つまり、2日間やるから、1回に10人ということなんですか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 基本、親子で参加するので、10組という形ですね。

○坪井委員 ということは、1オンラインで5組ずつということですか。

○加藤教育長 2日あるので、5組ずつということですか。

○坪井委員 かなり少ない対象に対するワークショップになりませんか。文京区民全体に対して5組。それで、教育委員会が後援する。この目的自体よくわからないし、別に悪いことじゃないと思いますけど、教育委員会が後援するにすれば人数が随分絞られているなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○加藤教育長 7ページに、これまでの後援の実績ということで、21年から結構いろんな区で頻繁にやられていると思いますので、今回1回限りということではなくて、Zoomで個別に丁寧にやるということと、ほかの会でさまざまやっているということを考えれば、1回区民5組だけという

ことではなくて、もうちょっと幅広くやられているのかなという気はしますけれども。

○小川委員 一つ確認させていただきます。ヒッポファミリークラブというところは、多分多言語で語学を習得するための教材とかを作成されていたりするようなんですが、そういったもののあっせんみたいなことは関係ないプログラムとして実施されているのかどうか、その辺ご確認されたかどうか。教えていたきたいんです。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今の部分、私ども気になっておりまして、もともとこちらについては会員制のクラブということで、入会金とか委員が言われたような形で教材費というものもあるんですけれども、今回は、基本的にあくまでも無料で体験していただくということで、そういった会員の獲得につながるような行為とか教材の販売につながるような行為は一切この場ではやらないでくださいということで、強くお願いをしております。

○小川委員 本当に何の宣伝もないかどうか、ちょっと心配だなと正直思いますけど。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 実はこの部分については、昨年度も全く同じ申請が上がってきていて、今、委員がご指摘された営業行為につながる可能性がないかどうかということと、他自治体の実績が確認できなかったということで、昨年から継続審議になっている案件で、私どももそのところについては、改めてこちらの団体にお話をさせていただいて、そういったことがある場合については、今後一切後援名義しませんよというのは厳しく確認はしております。

○小川委員 確認されたということはわかりました。

○加藤教育長 ほかの後援名義もそうなんですけれども、もし後援名義の条件に反するものがあれば、次回以降、一切そういうことはお認めしませんし、ほかの自治体でも認められないということになると思いますので、そこについては、認めるに当たっては相手方のお話をきちんと確認した上で、信じてというか、そういう形でやるのかなと思っております。ご懸念はよくわかります。

○小川委員 教育委員会の後援の申請は一回通ってしまうと、その後は委員長決裁で進んでいくということもありますし、かなり営業色もあるかなという雰囲気がある催し物だなというのは印象としては受けますので、もし仮に今回通って次回は自動申請でというふうにはならないような形で、少し注意して見ていただきたいと思います。

○加藤教育長 初回で認められたら自動でということではなくて、必ず実績報告をいただいています。実績報告も決裁という形で私のほうまで上がってきて、その内容が適正かどうかということも確認しております。

さらに言えば、これまで後援名義をして、その後問題があって、それ以降後援名義をしないとい

う対策をとったところもありますので、仮に問題があれば、一回限りではなくてそれ以降、団体との信頼関係という部分で後援名義については出せないという形で返している事例もあります。ご決定いただいたら、再度、確認はしますけれども、そういった形で考えております。

○坪井委員 2021年の2月に文京区が「オンライン教育講座「7カ国語で話そう！」」というのと同じ財団ですか、後援しているんですね。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 以前、資料の一番上の2021年2月に同じ内容で後援名義は承認してございます。

○坪井委員 同じ内容ではない。「7カ国語で話そう！」だから、多分中身は違うんですよ。

○教育推進部参事教育総務課長事務取扱 同じ団体ではありますけれども、内容は微妙に違いますね。

○坪井委員 このときの報告書はあるのでしょうかね。

○加藤教育長 事業が終わったら当然報告書をいただいていますので、今ちょっと手元にはないようですが、それについては確認を再度いたします。

○清水委員 これは継続審議になったんですよね。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今年の7月に全く同じ内容で申請がございまして、その段階では継続審議になってございます。結局8月に開催するということでしたので、次回に回してしまうと間に合わないということで、先方から辞退があったという状況でございます。

○清水委員 では、これはやってないんですか。

○加藤教育長 これと同じものが7月に出て、そこで決められなかったのが、次回と言ったら、向こうが、間に合わないののでそれについては取り下げますということで終わっているの、前回そこで議論された問題点についてはさらに深まっているという話ではないということですか。そこで議論されて、これが問題だということについて回答がないと、今回認めるのは難しいと思いますが。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 前回議論になったのが、こちらが営業行為につながる可能性があるということが1点。あと、他自治体の後援の実績をその場ではこちらが答弁できなかったの、その2点が課題になっていて、今回はそれをクリアするような形で資料をご用意させていただいたということでございます。

○加藤教育長 他自治体のほうは、7ページでわかるんですが、もう一個の営業行為があるかないかというところは、聞いたと。確認の方法です。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 その資料をつけるというのは不可能ですので、電話で複数回確認はしてございます。

○清水委員 2021年2月、これは実施されているということでよろしいんですね。

○加藤教育長 これまでの経過の中でいろいろありましたので、そこを整理して、もう一回、次回継続、間に合いますか。間に合わない。そうすると、2021年7月の部分は、さっき口頭でという話がありました。そこがなかなか納得しがたいというところがありますので、このままだと、今日認めるということは難しいと思います。

○坪井委員 今ごっちゃになっているかなと思ひまして、2021年2月は実施報告書が出ているはずだということで、それは確認できるんじゃないですかと言おうと思ったんです。7月は辞退されたんですね。

○加藤教育長 実際は、7月のときと同じもの、継続審議と同じものが今回出てきているということなので、そこについては、懸念があった部分を確認した限りでは、そう言っているという話ですね。

○福田委員 私もあくまでも自分の所感なんですけど、これだけ見る限り、書いてあることはすばらしいことが書いてあるんですけども、具体的に何をやっているのかというのがちょっとわかりづらいなと思ひました。この団体はこの事業をこの具体性ではいまいち判断しづらいなとなったときに、その後、文京区の教育委員としては、この団体の理念に賛同はしているというふうにとられるわけですかね。これだけでこの事業の判断はなかなかしづらいなと私は見ていて思ひました。この団体がふだんどういう活動をしているのかということも見えにくいなと思ひましたので、聞いていらっしやることがあれば共有いただきたい。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今の申請書の裏の2ページのところに、具体的な事業計画書ということで、先ほどお話ししたこの団体の一番の特徴が、多言語の自然習得の活動ということと、もう少し下のほうに、活動としては1981年に発足した団体で、ここまで40年間やってきたということでございます。

先ほど他団体の状況ということで、今回と同じような事業とか、「7カ国語で話そう！」といった事業、かなりの区とか教育委員会の後援は得ているということでございますので、私どもとしても今回後援というのは問題ないのかなと思ひてございます。

○加藤教育長 委員の方々のご懸念は、営業活動につながらないのかということよろしいですよ。この時点で、相手方の口頭の回答だけでは確信が持てないということであれば、方法として

は、そういうことがあれば今後一切承認を受けられないということを納得しますという誓約書を出していただく。口頭で「やりません」と言っているものに、「絶対そうですか」というのも、それ以上のものは誓約書を出していただくぐらいしか思いつかないんですが、いかがでしょうか。

○清水委員 2021年2月にやられたときは特に大きな問題はなかったというのであれば、一応この団体は、それほど問題はないかなと。やることの内容が今度は異なりますけれども、販売行為などが1回目はなかったということが検証できれば、今回もある程度信頼できるのかなと思います。

○加藤教育長 それでは、2021年2月の実績後の確認と、そういうことがなかったという前提で、さらに口頭で聞いていますので、誓約書みたいなものをいただく形で今回はお認めするということがよろしいでしょうか。ここで継続となれば間に合わないし、それはお認めしないのと一緒にありますので、認めないか、あるいは条件付で認めるかということになりますが、条件付でお認めしてしっかり確認するということがよろしいでしょうか。

○坪井委員 教育委員会の後援というのも線引きがすごく難しい。今のワークショップの事業計画書を見ますと、1ページ目の左側の一番下の段落で、「当研究所の主となる活動の一つである国際交流プログラムでは、毎年30カ国近くの国々に350人を超える青少年や学生、社会人が海を渡って交流してまいりました。この2年間は（中略）テクノロジーを駆使してオンライン上の国際交流イベントを多数実施しております」とあります。これが例えば奨学金とか無償で子どもたちが参加できるのであれば、本当にいいと思うんです。そういう交流プログラムをしていますので、ここへ参加をして紹介します、子どもさんたちが参加できますよという活動であれば、私たちもそんなに心配ないんですが、ここへ参加するために、1家庭当たり30万必要ですよとか、オンラインの場合も3万とか5万必要ですよということになると、このワークショップを受けた人は、オンラインプログラムに参加する、誘導されていくことになっちゃうわけですね。別に金額は書いてないし、無料かもわからないんですが、小川委員が心配されているのも、恐らくそういうことなんじゃないかと思います。

ですので、前の2021年2月の「7カ国語で」の実施報告でどんなことがなされたか。例えば配布物、留学の案内とか7カ国語のワークショップ、今後これだけの金額で開かれますみたいなのが配られているんじゃないか。問題はそういうことなんじゃないですかね。誓約といってもそこを誓約されても。

○加藤教育長 ということは坪井委員は今回はお認めしないということですね。

○坪井委員 そうですね。今そこがはっきりしていないので、そこは出していただければいいんじ

やないか。

○加藤教育長 条件付ではなくて、それを確認してからでなければそれは信用できないのでということですね。

○坪井委員 はい。

○加藤教育長 この時点では間に合わないということで、条件付で、確認をしっかりとすることでお認めするか、もしくは継続というのは時間的にないので、お認めしないかという話になりますが。

○坪井委員 今書いてあるプログラムに対してお金が払われて、そこに勧誘するような内容でないことがわかるという条件であればいいんですよ、私は。それがこの間に条件付というのができるかどうか。

○加藤教育長 条件付というのは、時間的な部分がありますので、疑義のある部分を確認する前提で、これが実際開催されるまでの間にそれを確認して、もしそこが、疑義があるような内容であれば、それは最終的にお認めしない。仮にお認めしますけれどもという話か。

もしくはそれ自体が信用できない、ちゃんと見てからでなければ認めることもできないということであれば、もう間に合わないでお認めしないという選択肢しか、今の時点ではない。その後者の選択肢でいいですか、そういう意見ですかと言ったら、そうですということだったので、そういうふうには捉えています。

○坪井委員 事務局でそれを判断していただくというのであれば構わないんですが、委員会でやるのはもう無理ですよ。そこに資料を出してもらうのは、時間がないので。ですから、2021年2月の報告書を調べていただいて。

○加藤教育長 今、委員が言われたように、実際にそこで教材が売られてないかとか、営業行為があったかなかったか、それは事実行為なので見ればわかりますので、うそをつかれればそれまでですけれども、事務局のほうで事実行為があったかどうかを確認した上で、仮にそういう行為があったとすれば、仮に認めたものは認めません。それがなければ、認めていただいたとおりに進めます。そういう形でよろしいですか。

○坪井委員 それで結構です。

○清水委員 事務局確認の上、教育委員である教育長の確認で最終的にお認めするということがよろしいですね。

○加藤教育長 私のほうは、そのように対応させていただきます。事務局としてはそういう手続

で対応できますか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 2021年の教育委員会で承認した先ほどの「7カ国語で」のところですが、こちらでやったところでは、区民等から営業等の苦情はなかったということは確認ができています。

○加藤教育長 苦情がなかったというだけでは、もしかしたらという懸念があるということですよ。今わかっている範囲ではそこまでの話ですが、いかがでしょうか。

○坪井委員 本当に私わからないんですけど、苦情があるかないかじゃなくて、そのときに何が配られていたかというのを見ていただければいいんじゃないですか。

○加藤教育長 それでは足りないということですよ。

○坪井委員 はい。

○加藤教育長 ほかの委員の方、そういう形で整理するのでよろしいでしょうか。今回はお認めするけれども、前回実施されたときにどういったものが配られ、どういった行為があったかというところの確認をしっかりと、そこで、今懸念があったような営業行為、金品のやりとり等があった場合については、最終的には後援名義は出さないという前提での承認ということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、そのようにさせていただきます。

第35号議案 「1日無料 体操体験教室」の後援名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、第35号議案「1日無料 体操体験教室」の後援名義の使用について。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第35号議案、「1日無料 体操体験教室」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、体操クラブ。

代表者は、矢内祐樹でございます。

事業名は、「1日無料 体操体験教室」。

実施期間は、令和4年8月5日及び8月19日の2日間です。

実施場所は、NUTS スタジオ駒込でございます。

本事業は、体操を通じてコミュニケーション能力や他者を思いやる心を育むと同時に、スポーツに対して苦手意識のある子どもたちへスポーツの楽しさ・おもしろさや集団行動のルールの重要性を認識させることを目的としております。

対象は、区内の3歳から12歳までの幼児・児童。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、事業計画書、予算書、団体規則、役員名簿がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 この時期ですので、熱中症対策並びにコロナ対策が非常に重要になってくるかと思えます。新型コロナウイルス対策について、施設と協議しておりますということですがけれども、この辺のところ、もう少し丁寧にご説明いただいて、あと、熱中症対策についても、お願いできればと思います。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 資料の中の7ページに、「感染拡大防止策」ということで、個別にそれだけのものが書かれてございます。かなり具体的な中身で書かれてございますので、感染症対策については十分やられているのかなと思います。

委員から指摘があった熱中症対策については、具体的に書かれてございませんが、こちらのほうからもまた徹底するよという形で呼びかけたいと思います。

○加藤教育長 特に熱中症は命にかかわることなので、そこはしっかりと伝えてください。

○福田委員 この手のスポーツの無料体験会のような企画は、いろんな競技でやっているかと思えます。教育委員会が後援すると、具体的にどういうメリットがこの団体に生まれるのかなということ。あとは、どこで線を引くかというところかなと思いつながら聞いておりました。別に後援名義を取りに行かなくてもこれはこれでできるものだと思いますし、もっと言うと参加予定人数が約20人なので、そんなに大きな企画でもない中で、先ほどの企画と同じですが、どういう線を引くのかと素朴に思いました。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 いわゆる後援のメリットということかと思えます。区役所とか教育委員会の共催事業という形になりますと、経費とか事務の一部を分担するという形になりますけれども、後援名後の場合は、我々が後押しをするという形になりまして、事業に対しての社会的な信用性とか、事業の公共性をアピールするということなので、後援名義がついてると、

より参加者が手を挙げやすくなると一般的に聞いております。

○加藤教育長 それに加えて、実際、後援名義が取れたものについては、学校でチラシとかそういったものが配られたりしますので、より多くの方にアプローチできるというメリットがあると思います。

どこで線を引くかという部分では、後援名義の使用申請の要綱があつて、後援はこの事業に教育委員会として賛同できるかどうか。賛同というのが非常に抽象的な言葉ですが、教育委員会で言えば子どもの体力向上とか、そういったことを考えていますので、それに沿うものであれば賛同というのもあり得ると思います。

○坪井委員 これは福田委員に伺ったほうがいいのかもしれませんが。幼児の3歳から12歳の子どもたちが6時20分とか7時半から夜の8時半までという時間帯で運動するイベントというのは、スポーツ的にどうなのか伺っておきたいと思います。夏休みなので昼間も可能なんだけど、夜というのは何なんだろうなと思って。

○福田委員 必ず保護者の方が同伴されるといったときに、親御さんも同伴する時間としては恐らくこの時間帯にならざるを得ないのかなと。週末の午前中とか朝が理想的なんでしょうけれども、平日かつ親御さんがご一緒されるとなると、この時間帯にならざるを得ないのかなと思いました。3歳児のこの時間というのは、この時間が苦しいなと思えば申し込まないんでしょうね。同伴される親御さんの事情というのものもあるかなと思います。

○坪井委員 教育委員会が夜の児童の企画に賛同していいのかなと。健康上の問題とか、いいんですかというだけのことです。

○清水委員 強く反対するほどのことではないかなと思います。今、福田委員おっしゃったように、それなりの事情があるということですので、大丈夫だと思います。

○福田委員 補足しますと、我々もサッカーを通じてそうなんです、親子で一緒に運動するとか、運動の場に親御さんが同席する機会は、ましてやコロナ禍で大分制限されている。親子で一緒に運動するとか、もしくは親御さんがついて行って、お子さんの運動するところを見るという機会を確保するという意味でも、親御さんの事情を考えると、結構ぎりぎりの苦肉の策かなという気がします。土日は場所もとれませんし、仕方ないかなという気がします。

○加藤教育長 ご懸念はわかりますけれども、後援名義としては事業内容に賛同できるかということなので、そういった懸念がありますということはお伝えできますが、これ自体は大きく問題がなければお認めする方向で考えたいんですが。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第36号議案 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第36号議案「幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第36号議案、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は令和4年6月定例議会において幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議決されたことを受け、非常災害時等の緊急業務に従事した場合の教員特殊勤務手当の支給額の見直しのため、必要な改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第36号議案の2ページ、新旧対照表をご覧ください。

別表第二の中の教員特殊勤務手当の支給額について、3200円を8000円に、6400円を1万6000円に、3000円を7500円に改めるものでございます。

本規則の施行期日は、公布の日からとし、令和4年4月1日から遡及適用するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

この件は前回の条例の審議のときに具体的なところは規則で定めさせていただきますというご報告もしていただき、その部分ですので、これはよろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

第3 報告事項

(1) 令和4年6月定例議会の審議概要について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は3件です。

1 点目「令和 4 年 6 月定例議会の審議概要について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 資料第 1 号をご覧ください。先日行われた 6 月議会の文教委員会につきましては、議案が 4 件、報告事項が 3 件でございます。

初めに、議案でございますが、今回の 4 件中、議案第 6 号の幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と、第 10 号の駒本小学校増築校舎借上契約の 2 点が教育推進部からの提案になります。

次に、報告事項が 3 件で、誠之小の教室対策について、小学校特別支援学級の開設について、「令和 3 年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果についてでございます。

1 枚、おめくりいただきまして、一般質問に対する教育長答弁になりますが、今回全部で 60 件でございます。内容は多岐にわたりますが、主なものとしては、今後の ICT 教育について、子どもの体力増進支援について、不登校支援について、就学援助についてなどでございます。

資料第 1 号の説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(2) 文京区立小学校教室等増設計画について

○加藤教育長 続きまして、資料第 2 号「文京区立小学校教室等増設計画について」。この点についてご説明をお願いします。

○教育推進部副参事 それでは、資料第 2 号、文京区立小学校教室等増設計画について、ご説明させていただきます。

こちらは児童数の増加及び義務教育標準法の改正に伴う学級編制、いわゆる 35 人学級に対応するものでございます。

1 ページ目、1「林町小学校」でございます。所在地等に関しましては記載のとおりとなります。

資料中段の(3)「概要」の③「増築概要」をご覧ください。現時点の増築計画では、鉄骨造地上 3 階延べ床面積約 400 平米を予定しておりまして、多目的室 3 室、図書室、外部倉庫等を計画してございます。

校舎の配置につきましては、2 ページ目にお進みいただいて、別紙 1 をご覧ください。学校との協議の結果、現況図の右下にございます斜線でお示ししました部分、プールの東側、体育館の南側

を予定しております。また、諸室の配置につきましては、3ページ目別紙2をご覧ください。左上の図、1階平面図のとおり、こちらに玄関ホール、外部倉庫、多目的室、トイレ等。右側の2階平面図のとおり、こちらには多目的室を2室、うち大きい部屋につきましては、真ん中をスライディングウォールで仕切れる仕様としており、左下の図、3階には図書室を配置する案で検討を進めております。

1ページ目にお戻りいただいて、(3)「概要」の④「改修概要」ですが、増築校舎竣工後に、既存校舎内の図書室等を普通教室化するとともに、本増築計画により改修が必要となる既存建物及び外構部分の改修を行います。

(4)「スケジュール」につきましては、現在基本設計を行っておりまして、本年12月から実施設計、来年の6月から令和6年8月まで増築・改修工事を予定しております。

続きまして、5ページ目へお進みください。2「湯島小学校」でございます。

同じく資料中段でございます(3)「概要」の③「増築概要」をご覧ください。現在の計画では、鉄骨造地上3階、延べ床面積約1000平米を予定しておりまして、こちらに普通教室を4室、多目的室3室、育成室等を計画してございます。

1枚めくっていただきまして、校舎の配置につきましては、こちらも学校との協議で、斜線でお示ししている部分、校舎の南側を予定しております。

また、諸室の配置は、7ページ目の別紙4のとおり、1、2階に普通教室2室と多目的室1室、3階の平面図にありますとおり、3階に育成室と多目的室を、トイレは各階に配置する案で検討を進めております。

5ページ目にお戻りいただいて、(3)「概要」の④「改修概要」でございます。湯島小学校は既存校舎に必要となる普通教室を確保するのが難しいため、増築校舎の中に普通教室を確保する計画としておりますので、既存校舎の改修工事はありませんが、計画により改修が必要となる建物や外構部分の改修は行ってまいります。

「スケジュール」につきましては、ご覧のとおり今月より基本設計を行いまして、来年6月からの実施設計、令和6年1月から12月までの工事という予定をしております。

最後、9ページをご覧ください。「本郷小学校」でございます。

資料中ほど(3)「概要」の③「増築概要」でございますとおり、鉄骨造地上3階、延べ床面積は450平米を予定しております。こちらに特別教室及び準備室をそれぞれ2室、そして育成室を計画してございます。

校舎の配置につきましては、10 ページの別紙 5 のとおり、現況図の下のほうにございます斜線でお示しした部分、既存校舎の南側、現在 2 階に本郷第三育成室が入っている建物を一旦取り潰しまして、建て直す計画で検討を進めております。

また、諸室の配置は、1 ページめくっていただきまして、11 ページ、別紙 6、左上の図のとおり、1 階には育成室等、2 階と 3 階に特別教室、理科室と家庭科室を今検討しております。各階にトイレを配置する案で検討を進めております。

9 ページ目にお戻りいただきまして、(3)「概要」の④「改修概要」です。増築校舎竣工後に既存校舎内の家庭科室と理科室を改修しまして、普通教室化するとともに、本増築計画により改修が必要となる既存建物及び外構部分の改修を行います。

なお、(3)「概要」の⑤に「その他」とございますが、増築校舎建設予定地でございます本郷第三育成室については、工事期間中は真砂中央図書館ホールに一時移転して運営いたします。

また、令和 5 年度には既存校舎の 2 階から 4 階の女子トイレ増設工事を予定してございます。

最後に(4)「スケジュール」ですが、現在基本設計を行ってございまして、本年 12 月から実施設計、来年の 6 月から令和 6 年 3 月まで増築改修工事を予定してございます。なお、増築の場所や大きさ等、また諸室の配置等につきましては、現在、基本設計を進めてございまして、関係各課と法令等を確認しながら検討を進めているところでございます。スケジュールにつきましても、協議の中で前後する場合もございますが、この期間の中で検討を進めております。

基本設計が終わり次第、改めまして、実施設計契約の前に再度ご報告する予定でおります。

説明は以上となります。

○加藤教育長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○坪井委員 今のような児童数の増加の中でこの工事をしなければいけないというのは明らかだと思えます。児童数、学級数の推計という形で、それぞれ 4 ページ、8 ページ、12 ページに数字が出ていますが、これは前に伺ったときは、ある程度までいくと頭打ちになって減るのではないかというお話をされていたように思うんです。今のところ、どういう見込みが文京区の子どもたちの状況であるのでしょうか。今の増築をした以上にまたふえるのか。それとも令和 9 年度以降、今度は減っていく可能性があるのかというあたりはどのような見込みなのでしょうか。

○学務課長 この表を見ていただいて、1 年生のところの数字は、今この地域に住んでいるお子さんがそのまま学校に行ったときにはこのぐらいの数になるという住んでいる住基の数字を加味したものです。現在住んでいる方々がそのまま学校に上がられるとこの数字になるんですけど、この間

に人がさらにふえるのか、減るのかというのは、今物すごく微妙なところで、ここ数年の動向だとこのままでいけるかなと思っているところではあります。

また、土地の状況であるとか建物ができるとかで大幅に変わってくる場所も多少はあると思うので、我々としてもその部分は常に状況を見つつ、ここで本当に終わるのか、この先もあるのかというのを毎年毎年見て、状況を確認しながら、後また必要な対応があればしていきたいと思っています。ここはずっとにらめっこでいかないと、何年後かには下がりますよというのはまだ我々としても言える状況ではないし、今はまず教室がないということだけは避けたいので、そこは徹底してやらせていただきますけれども、数字も見ながら、その先の対応も含めて考えていきたいと思っています。

○加藤教育長 読めない部分はあるんですが、校舎は、このスケジュールを見てもわかるように、何年間かかかりますので、急に足りなくなるということがないように、何年か前からある程度そこはきちんと児童が入るようにということでやっていますので、急に入れないということがないようにしていきたいと思います。

○清水委員 保護者の方とか地域住民の皆さんへの説明会というのは今後どのようなタイミングで行っていく予定でしょうか。

○教育推進部副参事 本日の報告の後、文教委員会のほうでも諮らせていただきまして、あわせて学校運営協議会等で、これまでも増築についてはお話を進めておりますけれども、改めまして、場所とか大きさは引き続き検討を進めてまいります。

また、実際、工事に入る場合には PTA もしくは地域を含めた説明会を行うことでお話を進めていこうと考えております。

○加藤教育長 学校なり地域の方が不安にならないように都度、議会のスケジュールも見ながら丁寧に説明していきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(3) 令和3年度学校評価の報告について

○加藤教育長 続きまして、資料第3号「令和3年度学校評価の報告について」。この点について説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第3号によりまして、令和3年度学校評価についてご報告を申し上げます。

学校評価は、法改正に基づき、平成20年度より実施しているものでございます。このたび令和3

年度の結果がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、2ページをご覧ください。学校関係者評価共通項目の集計結果でございます。

幼稚園・小・中学校ともに肯定的な評価が多くなっております。一方、昨年度との比較で申し上げますと、Aの数が増えている状況でございます。

3ページ、保護者アンケートにおける区共通項目の集計結果でございます。「とてもあてはまる」と「まああてはまる」の割合を足して最も高い割合の項目だったのが、幼稚園・小・中学校ともに10番目の項目「来校時や電話での本校（園）の教職員のあいさつや対応は、適切である」でございました。

一方で「あまりあてはまらない」、「まったくあてはまらない」の割合を足して最も高い項目だったものが、幼稚園は9番目の項目「本校（園）は、区や学校の方針等に対する保護者の意見をよく聞き、保護者と協力して教育を進めようとしている」で、4.9%でございました。小学校につきましては、8番目の項目「本校は、保護者や地域に対し、積極的に情報を発信している」で、8.0%でございました。また、中学校では、4番目の項目「本校は、特色ある学校づくりに積極的に取り組んでいる」で、13.6%でございました。6番目の項目につきましては、「わからない・無回答」の割合が他の項目と比較して高く、これは例年と同様で、課題と捉えており、いじめの加害者、被害者に関係なく、学校の取り組みを積極的に周知していく必要があると考えております。

続いて4ページは、学校関係者評価より、校種ごとの重点目標に対する肯定的な意見、改善に向けた意見という形で、それぞれ抜粋ではありますが、参考として添付してございます。

特徴的なところで幾つか触れさせていただきたいと存じます。

まず、幼稚園の教職員連携でございますが、・1点目、幼小中連携については、できることから確実に充実を図ってほしいという期待が寄せられているところでございます。

続いて、小学校の学力向上ですが、・の2点目、タブレット端末の活用をより充実させ、学力向上につなげてほしいという期待が寄せられております。

次に、中学校の豊かな心・人間性・感性の育成では、・の1点目、いのちと心の教育を充実させ、保護者から高い肯定的評価を得ているところでございます。

この学校評価報告を受けまして、今後も学校・園と連携し、学校支援に向けた手だてを講じてまいりたいと考えております。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 例えば、中学校で人気のある中学、応募人数の少ない中学、多い中学で、こういった評価に何か違いがあるかどうか、考察されていますでしょうか。

○教育指導課長 今回の学校選択制に伴った募集状況に基づいてどうこうということについては、分析はしてございませんが、一つ一つの学校がそれぞれどういう課題があり、またどういう成果を上げているかということは、この学校評価から見取っているところでございます。

○坪井委員 いつもこの学校関係者と保護者アンケートはありますが、子どもたちアンケートというのはあるんですって。

○教育指導課長 学校評価のときに応じてということではありませんが、子どもたちからの意見は各学校が適時適切に行っていると認識してございます。

○加藤教育長 アンケートという形であるかどうかというご質問ですよ。

○教育指導課長 明確に教育委員会としてこの学校評価を実施するに当たって、アンケートを実施するようには言っていないんですが、各学校が学校評価を適切に実施するという点で実施しているところもあると聞いています。

○坪井委員 今さらですけど、児童福祉法改正もありまして、子どもたちの意見表明権の保障というのはすごく大きな子どもの人権の問題として日本は取り組んでいくようになってきているところでもあります。教育現場が一番遅れていると言われているところでありまして、子どもたち自身がどう考えているか、どう感じているか、そしてどんな課題を持っているか、希望を持っているか。そうしたことを教育現場がきちっと把握をして、さまざまなことに使っていくと言うと変ですが、子どもたちも一緒に教育を変えていく。アンケートの実施も、小さい子たちと大きい子たちとまた違うんだと思いますけれども、そういったことの工夫も含めて定期的にそうした子どもたちの意見が、いろいろな学校運営に生かされるような仕組みを教育委員会として考えていただくというのが一つの課題なのではないかと思しますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

○加藤教育長 学校としては子どもたちがどう思っているか、満足しているのか、不満なところがないかということは、しっかり受けとめて、教育活動なり授業をやっていかなければいけないですし、今もやられています。アンケートという形だと、いじめとかといったところになっていますので、アンケートという形が、発達段階に応じていいのかどうかも考えながら、基本的にはアンケートに限らず子どもの意見をしっかり受けとめられる仕組みをとっていくという形でよろしいでしょうか。

○福田委員 ちょっと教えていただきたいんですが、アンケートのとり方は、無記名で、基本的に

は全保護者が回答して、それを学校ごとに集計して上がってくる。とり方としてはそういう理解で合っていますかね。

○教育指導課長 委員ご指摘のように、回収率が100%でないところがあるかもしれませんが、保護者が回答し、それを回収して学校の数値として結果を出ている状況でございます。

○福田委員 基本的には無記名でということなんですか。

○教育指導課長 無記名でございます。

○福田委員 トータルで見ると、文京区の教育に皆さん満足はされているのかなと思う一方で、この結果がアンケートに答えられた方々にどういふふうにフィードバックされるのか。「まったくあてはまらない」というのに明確な強い意思を持って回答されている方もいらっしゃると思うので、その方々へのケアというか、ただアンケートだけとって終わりになってしまうのか。それに対して何か対処というものをとっていただければなと思いつながら聞いておりました。

○教育指導課長 このアンケートの結果は、各学校が学校だよりであるとか、ホームページとか、適切な方法で保護者にお返しをし、次年度の教育計画を立てる際にはそれを参考にして反映していくという仕組みになっていますので、出されたものを学校としても受けとめて改善に努めて、それを周知していくという状況でございます。

○加藤教育長 学校によつたら、いただいただけじゃなくて、ほかの保護者からもこういう声があったということで、学校だよりとか、そういったものにいただいた声と、それに対する学校の考え方を併記して保護者のほうに返したりしている学校もありますので、そこはそういう工夫がされています。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日ご用意した案件については、以上になります。

第4 その他の事項

○加藤教育長 その他の事項で、ほかに何かございますでしょうか。

○教育指導課長 前回の教育委員会で、小学校特別支援学級の設置についてご報告させていただいたところですが、その資料に一部誤りがございましたので、本日差しかえをお願いしたいと存じます。

具体的には、今差しかえをお願いしている資料の7番目の項目の青柳小学校の学年の学級数に一部誤りがあったので、今回お出ししたほうが正しい学級数でございました。大変申しわけございま

せんでした。

○加藤教育長 具体的には、第3学年の3学級というところが違っていたということによろしいですか。

○教育指導課長 実際には第3学年、第4学年、第6学年の学級数が間違っていたところでございます。

○加藤教育長 ただ、説明していただいたときの考え方に影響はない。数字的な間違いということによろしいですね。

ほか、いかがでしょうか。

委員の皆様からは、よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして本日の教育委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(15 : 30)

令和4年7月13日

議事録署名人

教育長

委員